

第13回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年 6月25日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 26号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 27号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて | 1件 |
| 第 6 | 報告第 28号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第 7 | 議案第 72号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第 73号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 9 | 議案第 74号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第 75号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第11 | 議案第 76号 農用地の買入協議に係る要請について | 2件 |
| 第12 | 議案第 77号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 7件 |

○出席委員(16名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 佐藤 松喜 君 | 2番 | 舟山 珠代 君 | 3番 | 高橋 政寿 君 |
| 4番 | 笛木 眞一 君 | 5番 | 嶋中 勝 君 | 6番 | 津野 齊 君 |
| 7番 | 佐瀬日出夫 君 | 8番 | 熊谷 英二 君 | 9番 | 澁谷 洋 君 |
| 10番 | 渡邊 裕義 君 | 11番 | 高松 俊男 君 | 12番 | 甲斐やす子 君 |
| 13番 | 平山 正志 君 | 14番 | 小野寺典男 君 | 15番 | 森田 享子 君 |
| 16番 | 佐藤 徳市 君 | | | | |

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

- 番 ●●●● 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 川村 勉 君
農地係長 小幡 裕也 君

振興係長 不藤さとみ 君
主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第13回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席なしであります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時08分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・渡邊君 11番・高松君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第13回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第26号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第26号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第26号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●●●●● ●●●●●●さん。

申出面積 86.7 h a

指名年月日 令和3年6月1日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第26号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第27号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第27号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第27号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出取りやめについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取りやめがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出取りやめ者、●●●●●●●●、●●●●●●さん。

申出面積、92.0 h a。

指名年月日、令和3年4月15日。

申出の種類、売買。

取りやめ申出年月日、令和3年5月25日。

取りやめ面積は、41.8 h a。

取りやめ理由、都合により。

これは、令和3年4月26日開催の第11回総会におきまして、報告第22号、番号3であっせん委員の指名について審議されたものです。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
以上をもって、報告第27号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第28号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第28号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、
内容4件を議題と致します。
番号1を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

- 農地係長（小幡裕也君） はい。
報告第28号について説明させていただきます。
農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 笛木委員、嶋中委員、小野寺委員

報告年月日 令和3年5月17日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字熊牛原野13線西6-1

現況地目 採放地

面積 47,088㎡

価格 3,155,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして。

土地の所在 字西熊牛原野5-19

現況地目 畑。

面積 51,847㎡ほか16筆 合計面積は411,887㎡

価格 11,711,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして。

土地の所在 字オソツベツ483-8

現況 畑。

面積 7,468㎡ほか13筆 合計面積は617,340㎡

価格 20,073,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

合計 32筆 面積は 1,076,315㎡ 価格は34,939,000円。

なお番号1につきましてはあっせん委員であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊。

報告第28号番号1について報告致します。

令和3年4月21日に、あっせん委員の指名があり、令和3年4月27日に笛木委員、嶋中委員、小野寺委員と私。事務局より小幡係長、大河原主任で、現地調査を行い、価格の決定を致しました。令和3年5月17日に磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定致しましたが、譲受人より農地保有合理化事業実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社において買受けをするということになりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者 ●●●●●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 嶋中委員、熊谷委員、平山委員

報告年月日 令和2年12月17日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該案件については、あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字虹別原野77-1

現況地目 畑

面積 48,869㎡ほか4筆 合計面積は185,620㎡

価格 12,331,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして。

土地の所在 字虹別原野457-1

現況地目 畑。

面積 43,100㎡

価格 2,932,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして。

土地の所在 字虹別原野588-1

現況 畑。

面積 40,711㎡ほか1筆 合計面積は89,095㎡

価格 5,686,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

合計 8筆 面積は 317,815㎡ 価格は20,949,000円。

なお番号2につきましてはあっせん委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

報告第28号番号2について報告致します。

令和2年12月1日に、あっせん委員の指名があり、令和2年12月8日に嶋中委員、熊谷委員、平山委員と私。事務局より小幡係長、大河原主任で、現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年12月17日に中虹別コミュニティハウスにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定致しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

(●●●●君復席)

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、●●●●●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、渡邊委員、森田委員。

報告年月日、令和3年6月7日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野14線東20-5。

現況地目、畑。

面積、1,220㎡ほか50筆、合計面積が867,454㎡。

価格、31,808,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお番号3につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、報告を願います。

○会長(佐藤徳市君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第28号、番号3について報告致します。

令和3年6月1日に、あっせん委員の指名があり、6月7日に渡邊委員、森田委員と私。事務局より小幡係長と大河原主任で、役場中会議室において第1回あっせん委員会を開催しました。あっせん委員長には私が互選されました。本件は平成28年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を●●●●さんが借上げ、今年度売渡しを受ける案件となっております。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

あっせん譲渡申出者、●●●●●●●● ●●●●●●さん。

あっせん委員長、佐瀬委員。

あっせん委員、舟山委員、津野委員、甲斐委員、小野寺委員。

報告年月日、令和3年6月11日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該案件については、阿歴内地区及び標茶全域であっせん委員会を開催しましたが、譲受希望者がおらず、不調となりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字阿歴内原野北4線117-4。

現況地目、畑。

面積、13,056㎡ほか20筆、合計面積が501,714㎡。

価格、15,665,000円。

なお番号4につきましては、あっせん委員長であります佐瀬委員より、報告を願います。

○会長(佐藤徳市君) 7番・佐瀬君。

○7番(佐瀬日出夫君) 7番・佐瀬です。

報告第28号、番号4について報告致します。

令和3年4月15日に、あっせん委員の指名があり、4月22日に舟山委員、甲斐委員、津野委員、小野寺委員と私。事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行い価格を決定しました。あっせん委員長の私より●●●●●●さんに価格を提示し、譲渡の承諾を得ました。令和3年5月28日に阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催しましたが、譲受希望者がいなかったため、参集範囲を標茶町全域に拡大し、6月11日に役場大会議室において第3回あっせん委員会を開催しました。第3回あっせん委員会においても譲受希望者がいませんでしたので、あっせん不調とし、申出地をお戻しすることといたしました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第28号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎議案第72号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第72号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第72号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字西熊牛原野西2線57-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 17,529㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和3年6月7日。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第72号、番号1について報告致します。

6月7日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2号について説明させていただきます。

土地の所在、字上多和原野東1線21-6の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 5,628.75㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、熊谷委員、平山委員、森田委員。

調査年月日、令和3年6月17日。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 8番・熊谷君。

○8番(熊谷英二君) 8番・熊谷です。

議案第72号、番号2について報告致します。

6月17日に嶋中委員、平山委員、森田委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の3ページから4ページをご覧ください。

今回の案件は砂利採取に係る現況証明願いの申出であります。

当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第72号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第73号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第73号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第73号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ428番地2。

現況地目、畑。

面積、30,380㎡の内7,318.13㎡。

事業計画の名称、牛舎、エプロン、堆肥舎、尿溜槽整備事業

事業主体、●●●●●●●●●●、●●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、牛舎 1,297.11㎡、エプロン 185.4㎡、堆肥舎 656.1㎡、尿溜槽 129.6㎡

土地所有者は、●●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法5条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第73号、番号1について報告を致します。

6月17日に熊谷委員、平山委員、森田委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。

この案件は、磯分内で営農する●●●●●さんが、牛舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

当該地については、記載のとおり確認しておりまして、調査した結果妥当と判断致しておりまして、問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第73号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第74号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第74号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第74号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野14線西7-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,591㎡ほか6筆 合計面積は101,978.20㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人 相手方要望、譲受人 経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入で6,000,000円。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人が2,193,194.82㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

続きまして番号2。

譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野15線西5-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、3,788㎡ほか1筆 合計面積は19,415㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で1,500,000円。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人が2,202,412㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第74号、番号1及び番号2について報告致します。

6月16日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●●●●●●●さん及び●●●●●●●●●●さんは相手方の希望により農地を譲渡し、譲受人の●●●●●●●●●●さんは、経営規模拡大のため申請となりました。

申請地を取得する●●●●●●●●●●さんについては農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件について原案可決されました。

以上をもって、議案第74号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第75号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第75号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第75号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

所有者、●●●●●●●●、●●●●●●さん。

転用者、●●●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ428-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,318.13㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、牛舎、堆肥舎建設のため。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎、1,297.11㎡。

堆肥舎、656.10㎡。

エプロン、185.40㎡。

尿溜槽、129.60㎡

作業スペース、5,049.92㎡

調査委員は、嶋中委員、熊谷委員、平山委員、森田委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第75号、番号1について報告致します。

6日17日に熊谷委員、平山委員、森田委員と私。事務局より小幡係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧下さい。

牛舎建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号1。

所有者、●●●●●●●●、●●●●●●さん。

転用者、●●●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、宇熊牛原野15線東11-1の内。

地目、登記簿、現況共に牧場。

面積、10,027.68㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、搾乳牛舎建設のため。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

搾乳牛舎、2,150.28㎡。

エプロン、279.72㎡。

ラグーン、87.50㎡。

ロール置き場、1,919.09㎡。

作業スペース、5,591.09㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊。

議案第75号、番号2について報告致します。

6日17日に嶋中委員、森田委員と私。事務局より小幡係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の8ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

牛舎建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

当該地は農振農用地区域内農地であることから原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで、必要な施設の建設であり、転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第75号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第76号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第76号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第76号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

利用調整申出者、●●●●●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和3年4月19日。

土地の所在、字熊牛原野13線西6-1。

地目、登記簿、牧場。現況、採放地。

面積47,088㎡外31筆、合計面積は1,076,315㎡です。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

- 農地係長（小幡裕也君） はい。
番号2。

利用調整申出者、●●●●●●●●、●●●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和2年12月1日。

土地の所在、字虹別原野77-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積48,869㎡外7筆、合計面積は317,815㎡です。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号2については原案可決されました。
以上をもって、議案第76号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第77号

- 会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第77号、農用地利用集積計画の作成の要請について、
内容7件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

- 振興係長（不藤さとみ君） はい。
議案第77号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり7件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野14線東20-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,220㎡外50筆。合計面積、867,454㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年6月30日。

対価の支払い期限、令和3年9月29日。

土地の引渡時期、対価の支払い日。

価格、31,808,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1についてはあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線184。

地目、登記簿、原野。現況、畑。

面積、16,487㎡外4筆。合計面積、103,657㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年6月30日から令和10年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年6月30日。

金額、年間300,000円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第77号、番号2について報告致します。

6月4日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野61線175-1。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、40,372㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年6月30日から令和8年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年6月30日。

金額、年間126,028円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第77号、番号3について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方要望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別449-2。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、39,746㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年6月30日から令和8年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年6月30日。

金額、年間123,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第77号、番号4について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

土地の所在、字虹別410-1。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、99,359㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年6月30日から令和8年5月27日まで。

土地の引渡時期、令和3年6月30日。

金額、年間313,597円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第77号、番号5について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

土地の所在、字上多和西1線70-12。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、1,050㎡外2筆。合計面積は2,682㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和3年6月30日から令和25年6月24日まで。

土地の引渡時期、令和3年6月30日。

金額は無償となっております。

なお、番号6につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第77号、番号6について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者である●●●●さんに新たに取得した農地を貸付けするものです。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野南1線東1-3の内。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、10,202㎡外1筆。合計面積は40,027㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年6月30日から令和8年6月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年6月30日。

金額、年間124,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第77号、番号7について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、6月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●●●●●●さんは、相手方の要望により農地を貸付けし、借主の●●●●●●●●●●さんは農地を借受

け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

以上をもって、議案77号、内容7件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第13回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第13回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時01分閉会）